公職選挙法施行令の一部を改正する政令要綱

在 外 選 挙 人 名 簿 \sim \mathcal{O} 登 録 \mathcal{O} 移 転 \mathcal{O} 申 請 \mathcal{O} 手 続 に 関 する事 項

第

在 外 選 挙 人 名 簿 ^ \mathcal{O} 登 録 \mathcal{O} 移 転 \mathcal{O} 申 請 は 当 該 申 請 をす る者 (以 下 在 外 選 挙 人名 簿 登 録 移 転 申 請

者」という。) が、 市 町 村 \mathcal{O} 選挙 管 理委員会に対 して、 自 5 又は総務省令で定めるところに よ ŋ 総 務 省

令で定める者を通じて、 申 請 書 (以 下 在 外選挙 人名簿 登録 移転 申中 請 書 という。 を提 出 カン つ、

当該 在 外選挙人名簿 登録移 転 申 -請者 \mathcal{O} 旅券又は当該在外選挙人名簿登録 移転申 請 者の 資 格 若 Š は 地 位

を 証 明 する 書類 (当該 在外選挙人名簿 登 録 移 転 申 請 者の 写真を 貼 り付 けて ある書 類そ \mathcal{O} 他 0) 総 務 省 令 で

定め る 書 類 に 限 る。 を提 示 して、 しな け れ ば な 5 な 1 ŧ $\overline{\mathcal{O}}$ とすること。 (第二十三条 の 三 0 第 項

関係)

在 外 選 . 学 人名簿 登 録 移 転 申 請者 は、 当 該 在 外選 挙 ·人名簿· 登 録 移 転 申 請 習が 在 外 選挙 人 名 簿 登 録 移 転 申

請 書 を 市 町 村 \mathcal{O} 選挙: 管理委員 会に提出 出 L た時 の属す る日以後 在 外選挙 人証 の交付を受けた 日 若 L < は 在

外 選挙 人名 簿 0) 登 録 \mathcal{O} 移転 をし な か 0 た場へ 合 \mathcal{O} 通知を受けた日又は当該在外選 挙人名簿 登 録 移 転 申 請

者が当 該 市 町 村 の 区 域 場内に住る 所を有しなくなった日後四 箇月を経過するに至った 日 0 1 ず ħ か 早 į, 日 ま

での 間 に、 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至ったときは、 直ちに、 文書でその旨を在外

選挙 人名 簿 登 録 移転 申 請 書 |を提出 L た市 町 村 の選挙管理委員 会に届 け H ロなけ ħ ば ならな *(*) ŧ Ŏ とするこ

と。 (第二十三条の三の二第二項関係)

1 在外選挙人名簿登録移転申 請書に転出先として記載された国外における住所と異なる国外における

住所を定めた場合

2 氏名その他総務省令で定める事項に変更が生じた場合

三 二1及び2に掲げる場合に該当する旨 0 届 出は、 それぞれに掲げる場合に該当する事実を証するに足

り る文書を添えて、 しなけ ħ ばならない ものとすること。 ただし、 当該在 外選 挙 人名簿 登 録 移 転 申 請 者

が 他 \mathcal{O} 法令の 規定に ょ ŋ 市 町 村長又は 領 事 官に住 所、 氏名その 他 総務省令で定め る事 項に 関 す んる届り 出 を

L てい る場合であって総務省令で定めるときは、この限りでないものとすること。 (第二十三条の三の

二第三項関係)

第二 市 町村 \mathcal{O} 選挙管理委員会による在外選挙人名簿の被登録移転資格の調査等及び外務大臣による国外に

おける住所に関する意見等に関する事項

市 町 村 \mathcal{O} 選挙管理 理委員会は、 必要に応じ、 在外選挙人名簿 登録移転 申 請者に係 る在 外選 . 学 人名 簿 の被

登録 移 転 資 格 に 0 き 調 査 L な け れ ば な 5 な 1 ŧ 0) とすること。 (第二十三条 \mathcal{O} 兀 第三 項 関 係

在 外 選 挙 人 名 簿 登 録 移 転 申 請 者 は、 在 外 選 挙 人 名 簿 \mathcal{O} 登 録 \mathcal{O} 移 転 \mathcal{O} 申 請 に 関 Ļ 市 町 村 \mathcal{O} 選 挙 管 理

委員会 か ら求めら れたときは 在 外 選挙 人名簿 \mathcal{O} 被 登録 移 転資格を有することを証するた め に 必要な文

書を提 出 又は必要な説明をし しなけれ ばならな į, ものとすること。 (第二十三条の 匹 第四 項 関 係

三 市 町 村 \mathcal{O} 選 ~ 举管 理委員会が 外務大臣に対して行う在外選挙人名簿登録移転申 請 者 (当該 市 町 村 \mathcal{O} 選 挙

人名 簿 か 5 抹消され れ た者を除 < 四に お 7 て同じ。 0 玉 外に おけ る住 所に関う す うる意見 0 求 8 は 総務

省令です 定め るところに より、 その 旨 及 び 当該 在 外 選 挙 人 名 簿 登 録 移 転 申 請 者 \mathcal{O} 氏 名そ \mathcal{O} 他 総 務 省令 で定

 \Diamond る 事 項 を 外 務 大 臣 に 通 知 L て 行うもの のとすること。 (第二十三 条 \mathcal{O} 五. \mathcal{O} 第 項 関 係

兀 外務 大臣 が 市 町 村 \mathcal{O} 選挙 管 理委員会に対して述べ る在外 選 挙人名簿 登 録 移転 申 請 者 \mathcal{O} 玉 外 12 お け る 住

所に関 する意見は、 総務省令で定めるところにより、 他 \mathcal{O} 法 令 0 規定に よる住 所 に関 する届 出 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O}

方法 12 より 知 った当該在外選挙人名簿登 録移転 申 -請者の 住 所に 関 民する事 実に基づき、 当該 市 町村 0 選 挙

管理委員会に通 知して述べ るものとすること。 (第二十三条の 五. の二第二項関係

五. 市 町 村 \mathcal{O} 選挙管理 理委員会は、 当該 市 町 村 の在外選挙人名 簿 \mathcal{O} 被登録移転資格を有することについ て 確

認 が 得 5 れ な 1 在 外 選 挙 人名 簿 登 録 移 転 申 請 者 12 0 7 て在 外 選 挙 人 名 簿 \mathcal{O} 登 録 \mathcal{O} 移転 を L ては ならな

いものとすること。(第二十三条の五の二第三項関係)

第三 在外 選挙人名簿 ~ 0) 登録 の移転をし な か 0 た場合等の 通 知 に 関する事 項

在外選挙人名簿登録移転申請者につい

て在外選挙人名簿への

登録

の移転

L

市

町村

(T)

選挙管理委員会は、

をしなかったときは、 遅滞なく、 理由を付して、 その旨を当該在外選挙人名簿登録移転 申 請者 に通 知

なけ れ ば なら ないものとすること。 (第二十三条の六第二項 関 係

市 町 村 \mathcal{O} 選 学管 理 委員 (会は、 当 該 市 町 村 \mathcal{O} 在 外 選 挙 人 名 簿 に 登 録 され てい る者につ いて、 在 外選 挙 人

名 簿 \mathcal{O} 登 録 又 は 在 外 選 挙 人 名 簿 ^ \mathcal{O} 登 録 \mathcal{O} 移 転 \mathcal{O} 際 に 在 外 選 挙 人 名 簿 \mathcal{O} 登 録 又 は 在 外 選 挙 人 名 簿 \mathcal{O} 登

録 \mathcal{O} 移 転をされ るべきでなかったことを知ったことにより 当該 市 町 村 0 在 外選挙 人名簿 に 登 録 され 7 1

る者を在外選挙 人名: 簿から抹消したときは、 遅滞なく、 理 由を付して、 その旨を外務大臣 . 及び 経 由 領 事

官を経 由 して、 その者に通 知 しなければならない ものとすること。 (第二十三条 水の十四 関 係

三 外務大臣は、 在外選 学 人名簿に登録されている者について在外選挙人名簿 ^ 0) 登録 \mathcal{O} 移転 \mathcal{O} 際に在 外

選挙: 人名簿 \sim の登録 の移転をされるべきでなかったこと(その者 の国外に におけ る住 所に関するも 0) に限

る。 を知 0 たときは 遅 滞 なく、 その旨 1を当: 該 在 外 選挙 人名 簿 か 5 抹 消 すべ き者が 登 録 さ ħ 7 1 る在

外選挙 人名 簿 \mathcal{O} 属 す る市 町 村 \mathcal{O} 選挙管理 委員会に 通 色知しない け れば ならな 1 ものとすること。 (第二十三

条の十五関係)

第四 在外選挙人名簿の表示の消除に関する事項

市 町 村 \mathcal{O} 選挙管理 理委員会は、 公職 選挙法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規 正 法

第二十 -八条の 規定に ょ ŋ 選挙権を有しなくなった旨 \mathcal{O} 表示をされた者についてその 事 由 が なくなっ たこ

とを知 0 た場合には、 直ち に その 表 示 を消除 し な け ħ ば な 5 な 1 ŧ のとすること。 (第二十三条の十三

第一項関係)

市 町 村 \mathcal{O} 選 ₩ 挙 管 理 一委員会は、 住民票が 国内 の市 町 村に お () て新たに作成され た旨の 表示をされた者

(その登録され てい る在外選挙人名簿の 属する市 町 村に お 7 て新たに住民票が作成された者に限る。)

につい て当該 市 町 村 12 玉 外転 出届 がされた後に当該 市 町 村 \mathcal{O} X .域内に住所を有しなくなったことを知 0

た場合には、 直ちにその 表示を消除 しなけ ればなら ない ŧ のとすること。 ただし、 当該 表示が された日

以後にその者に係る住民票が国内の他の市町村において作成された場合は、この限りでないものとする

こと。(第二十三条の十三第二項関係)

第五 施行期日等に関する事項

この政令は、 公職 選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律(平成二十八年法律

第九十四号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 (平成三十年六月一日)から施行するものとす

ること。(附則第一項関係)

二 その他所要の規定の整備を図るものとすること。